

特集にあたって

中尾智博*

精神科医療がカバーする領域・疾患は広汎であり、専門性が必要とされる場面も多い。まず、医療保護入院などの非自発入院の実施には精神保健福祉法に則った手続きを要し、その際は国家資格である精神保健指定医の資格が必要となり、多くの精神科医は本資格を取得している。精神科医療においては、前身となる法的資格も含め長くこの指定医資格が専門医資格を兼ねていたが、2005年、基本診療科を構成する18学会中最後に、日本精神神経学会(JSPN)による学会認定専門医制度が開始された。その後、日本専門医機構による専門医制度へと移行し、現在では1万名を超える精神科医が精神科専門医の資格を有している。

上記2つは精神科医療を行う上でぜひ取っておきたい資格だが、より専門的な医療を展開する上では、サブスペシャリティの資格が必要となる。現在JSPNが認定するサブスペシャリティとしては、一般病院連携精神医学専門医(精神科リエゾン専門医)、認知症臨床専門医、臨床精神神経薬理学専門医、森田療法専門医、日本内観学会専門医がある。他にも子どものこころ専門医やてんかん専門医、睡眠専門医、あるいは精神分析や認知行動療法の資格も、各領域の専門的医療を行う上では欠かせない資格であろう。また、司法精神医学の領域では医療観察法に則った鑑定入院の実施は鑑定医が行うが、鑑定医は精神保健判定医の有資格者から選出されるのが通例である。

この他にも、特定の向精神薬を処方する際にも資格登録が必要となるし、新規治療として期待される反復経頭蓋磁気刺激(rTMS)療法も実施にあたっては講習会の受講が必要となる。また、企業におけるストレスチェック、メンタルヘルス不調者へ対応する産業医の資格も、精神科医にとって関係の強い資格であろう。

本特集では、このような精神科とその関連領域において現在どのような資格があるのか、そしてそれらの資格をどうやって取得し、どのように臨床へ活かすかについて各領域の先生方に解説いただくこととした。特に、今後の臨床活動の方向性を考えている若手精神科医が専門医資格を取得する上で、役立つ企画となれば幸いである。

* 九州大学大学院医学研究院精神病態医学(☎ 812-8582 福岡県福岡市東区馬出 3-1-1)